

事業No.	3	事業名	相談支援事業所の運営	担当課	子ども相談課
仕分け結果					
廃止		民営化	市(要改善)	5	市(現行どおり)
主な意見(委員)					
<p>【市(要改善)】— 多数意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間の相談支援事業所が設置されており、現状民間でも児童の「サービス等利用計画」の作成を行っていることから、公設の相談支援事業所の統合にメリットが見いだせないのであれば、民間に業務を委ねていくことに力を入れていくべき。 ・公設の相談支援事業所2カ所で同様の業務を行うのではなく、統合することで、現在よりも効率的な一括運営を図ることが可能と考えられる。サービス提供にあたっては、市民にわかりやすい名称と実態に隔たりが出ないよう言葉の使い分けを明瞭に行っていたきたい。 ・民間の相談支援事業所が児童の「サービス等利用計画」の作成、見直し、変更等の業務を担っていく力があるのであれば、委ねていけるのではないかと。そうすることにより、市の負担は軽減され、より良いサービス提供の実現や効率化に注力できるのではないかと。そういった流れの中で事業内容が異なる公設の相談支援事業所2カ所の統合も行っていくべき。民間の相談支援事業所が18歳未満の児童の「サービス等利用計画」の作成を積極的に行うことにより、18歳になったときのスムーズな継続的支援につながるケースが増加するのではないかと。 ・今後増大する市民ニーズの高まりに伴い増加する児童発達支援センターの業務の軽減を図るため、相談支援事業所の業務を可能な限り民間に託していくべき。公的窓口の一元化は、効率効果がなければ現行どおりもやむを得ないが、民間に任せていきながらのスリム化も検討すべき。計画作成業務自体の標準化等の効率化を2カ所の公設の相談支援事業所で検討した上共有し、スピードアップによる効率化、市民サービスの向上も図っていただきたい。 ・「我孫子市版官民分担ルール」のようなものを検討し、利用者の理解を得た上で民間に移行する流れを強化する方向で見直す必要がある。その中で「民」がやらないこと、担えないものについては、「官」が担う必要はある。「官」は、「民」と連携し「民」の作成した計画のチェックや助言等を行う、医療的ケア児への支援の向上を目指した政策的な業務に注力していくようにし、中長期的な市民サービスの向上を図るべき。 <p>【市(現行どおり)】— 少数意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共働き世帯が増えている社会的環境の変化の中、親子の関係が希薄化しており事業の必要性は高い。成長の過程で大きな変化を起こす子どもを育てる役割は、親にとっては重大な責任が伴い支援が必要である。 ・市内の東西2カ所に設置していた方が、市民の利便性が高い。「サービス等利用計画」の作成、見直し、変更等を民間に委ねていくことは検討すべき。 ・公営の相談支援事業所の機能統合については、期待されるほど効率化を図る効果があるようには思われない。また、公営・民営の役割の分担については、本事業内容を考えると、それが市民の福祉・利便性の向上に直につながるかどうかは不明である。利用者には複数の選択肢があった方が望ましく、公営・民営ともに意義はあると思う。担当課や利用者の事情を踏まえて、慎重に判断すべきかと思う。児童福祉法改正などを含め、利用者の利便性を高められるように事業内容などについて、わかりやすい情報提供にいつそう取り組んでいただきたいと思う。 					
傍聴者の意見等					
【傍聴者の意見・発言】 なし					
市の対応方針					
市対応方針	検討内容				
市(要改善)	<p>医療的ケアが必要な子どもや重度の障害を持つ子どもが身近な地域で必要な支援を受けることができる体制づくり等、支援の向上を目指した事業を市の役割として十分推進していくことが必要です。</p> <p>そのため、現在は主に公設の相談支援事業所が担っている相談やサービス等利用計画作成の業務を、今後更に民間で担っていくことができるか、手法を検討します。</p> <p>また、2カ所の公設の相談支援事業所の今後のあり方については、統合した場合の課題を検証し、民間の事業所の活用状況や、18歳到達により利用終了となるサービス等利用計画作成契約数の推移も見ながら検討していきます。</p>				